

# たんぽぽ通信

令和5年度 第2号

岐阜県警察本部 少年課  
幼児等連れ去り事案未然防止教育班

幼児等連れ去り事案未然防止教育班「たんぽぽ」の講話を受講していただき、ありがとうございました。

今日の講話を継続的にご指導いただきますよう、お願い致します。

## 本日の講話のポイント

「たんぽぽ」では、子供たちが安全に生活するために、何が危険なのか気づける『察知力』、被害に遭いそうになった時の『回避力』を身に付けてほしいと願っています。



### セーフティーファイブ

#### セーフティー1 『一人にならない』

声掛け等の被害は一人の子が狙われることが多いので、行動する時は、複数人で行動させましょう。

#### セーフティー2 『ついていけない』

知らない人だけでなく、知っている人でも、おうちの人でなければついていけないよう指導しましょう。

#### セーフティー3 『大声をだす』

防犯ブザーも活用しましょう。つける位置、点検（電池切れ・故障）も忘れずに。

#### セーフティー4 『近づかない』

相手にすぐに捕まらないように「命を守る距離」をとるように伝えましょう。

#### セーフティー5 『はなしをする』

子供とコミュニケーションをとり、子供からのSOSを見落とさないようにしましょう。

### パワーアップ3

#### パワー1 『安全な場所』

逃げ込める、仕事をしている人がいる店舗や「子供110番の家」の場所を確認しましょう。



#### パワー2 『危険な場所』

公園のトイレなど、外から中が見えないトイレは不審者が潜んでいたり、連れ込まれる危険性が高い場所です。

#### パワー3 『上手な断り方』

誰かに声をかけられたら「おうちの人にダメと聞われている」などはっきり断りましょう。

### 2つのわざ

#### わざ1 『だるまさんがころんだ』

周りや後ろの様子をよく確認すると不審者を早期に察知できます。また、周りを警戒している子は狙われにくいです。



#### わざ2 『鬼ごっこで逃げる』

不審者が近づいてきたら、とにかく逃げます。防犯ブザーを活用し、持ち物を手放して、助けを求めながら逃げる『ビー・ポイ・助けて!』を練習してみましょう。

## 安全な通学路の確保に向けた取り組み紹介



### 防犯の観点による通学路点検

通学路に、人通りの少ない場所や見通しの悪い場所、見守りの空白地帯はありませんか？

学校・警察・保護者・自治体・地域住民など、関係機関が連携して合同点検を実施し、危険箇所の環境改善を進めています。



### 「子供110番の家」駆け込み訓練

日頃から見守りをいただいている「子供110番の家」の方の協力をいただき、駆け込み訓練を実施しました。

小学生が下校時に不審者に遭遇したとの想定で、子供110番の家に逃げ込み、助けを求めました。

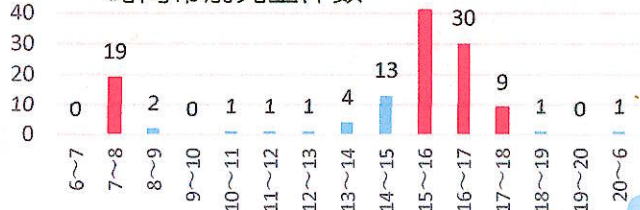
## 最近の声掛け事案等の発生状況（令和5年3月末現在）

令和5年3月末現在、警察では123件の声掛け事案等を認知しています！

### 発生状況の特徴

- 路上での発生が約85%
- 登下校時間帯の発生が約80%  
特に下校時間帯が多い!!
- 女子に対するものが約60%

### 時間帯別発生件数



### 最近の声掛け事例

- 徒歩で下校中、車両から降りてきた男から「かわいいね、家どこ？」等と声を掛けられた。（各務原市）
- 友人らと下校中、背後から来た女から肩を触られ「うち来ない？」等と声を掛けられた。（中津川市）

### 子供に対する県内の凶悪事件の検挙事例

ショッピングセンターにいた11歳女児2名に対し、男が「お菓子買ってあげる」などと誘い、車で連れ去った未成年者誘拐事件（令和2年12月）

男が、コンビニを出た女子小学生の後をつき、撮影したうえで、マスクを下ろしてキスしようとした強制わいせつ未遂事件（令和4年3月）



子供や保護者から不審者情報が寄せられたら…

すぐに110番通報をお願いします！

警察では、すぐさま不審者発見に向けた搜索、聞き込みなどの発見活動や通学路の警戒を行います！

## 子供を性犯罪から守るために！

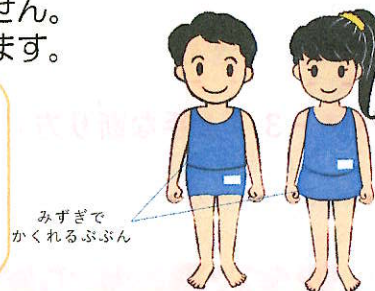
低年齢の子供たちは、性的虐待・性的被害を受けていながら、自分が受けている被害の意味が分からないため被害として認識できず、被害を訴えることができません。プライベートゾーンの知識が、自分の心と身体を守る力につながります。

### 『プライベートゾーン』ってなに？

身体の大切な場所で、「水着で隠れる部分」のことです。

- ★簡単に見せたり、触らせたりしません
- ★見られたり触られたりしそうになったら「イヤ」と言って、大人に相談しよう。

重要



子供から性的虐待・性的被害の相談が寄せられたら…

- ① 「誰が（誰に）」 「何をした（何をされた）」のみ聞きとって通報・通告をしてください。

※ 子供の負担軽減のため、状況を把握するための詳しい聞き取りや、話を促す問いかけやヒントは厳禁です！

- ② 子供が自主的に話した内容をそのままの言葉で記録してください。
- ③ 打ち明けてくれた子供にねぎらいの言葉をかけてあげてください。

速やかな警察への通報、子ども相談センターへの通告をお願いします。

岐阜県警察本部少年課では、学校教員向けの性的虐待・性的被害認知時の対応についての出張講座を行っています。ご連絡お待ちしております。

